

訪問入浴介護サービス重要事項説明書

(2025年4月1日 現在)

ヒャクノハナ株式会社 ハナの湯 桐生事業所における、訪問入浴介護サービスに関する基本的事項について、ご説明します。訪問入浴介護サービスのご依頼に際し、以下の事項にご了承いただきますようお願い致します。

1. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	ヒャクノハナ株式会社 ハナの湯 桐生事業所
所在地	群馬県桐生市相生町5-470-10
電話番号	0277-47-7508
FAX	0277-47-7509
営業日	月～金曜日 (12/30～1/3を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス実施地域	桐生市 みどり市 前橋市 伊勢崎市 太田市 佐波郡玉村町

2. 当社の概要

法人名	ヒャクノハナ株式会社		
代表者	代表取締役 小橋 悠介		
本社所在地	群馬県桐生市相生町5-470-10		
電話番号	0277-47-7508	FAX	0277-47-7509
事業開始時期	平成27年7月		
営業種目	訪問入浴		

3. 事業目的と方針

(1) 事業目的

訪問入浴介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適切な訪問入浴介護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
- ②要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切なサービス提供を行います。また、医療サービスと十分に連携を図り、予防に努めることにより、緊急事態に対して備えます。
- ③訪問入浴介護サービスの提供にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ることによって、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④訪問入浴介護サービスの提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に行います。
- ⑤事業の運営にあたり、自らその提供する訪問入浴介護サービスの質の評価を行い、常に改善を図ることとします。

4. 当該事業の職員体制

	資格	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者		管理	1名	0名	1名
看護職員	正・准看護師	心身状況の確認	0名	3名	3名
介護職員		訪問入浴介護	4名	0名	4名
事務職員		事務	0名	0名	0名

5. サービス内容

訪問入浴介護	・利用者の居宅を訪問し、浴槽を搬入して入浴介助を行う。 ・身体状況に応じて、清拭又は部分浴（洗髪、足部、手部）等を行う。
その他	・生活、身の上、介護に関する相談と助言を行う。 ・その他必要な相談、助言を行う。 ・入浴サービスに伴い、着脱介護・シーツ交換・爪きり等を行う。

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として**基本料金及び加算料金**の1割負担となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。

【－ 基本料金（1回あたり）－】

	基本料金	介護保険適用における 一割負担額（二割負担額）
入浴サービス（看護職員同行）	12,660円	1,266円（2,532円）
入浴サービス（介護職員のみ）	12,027円	1,202円（2,404円）
清拭の場合（看護職員同行）	11,394円	1,139円（2,278円）
清拭の場合（介護職員のみ）	10,824円	1,082円（2,164円）

(2) 交通費

前記1で示したサービス実施地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、訪問入浴車で訪問した場合、以下の交通費を負担していただきます。

当事業所の通常サービス実施地域を越えた地点から 5kmごとに片道	60円
-------------------------------------	-----

(3) キャンセル規定

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合には、必ずご連絡下さい。

入浴当日、体調不良のため入浴を中止した場合	無料
入浴当日、職員の訪問時に不在のため入浴を中止した場合	1,260円

(4) 初回加算200単位が必要となります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話にてお申し込みください。

作成された居宅サービス計画に基づいて日程等の調整をさせていただき、事前調査を実施した上で、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合によりサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書等でお申し出下さい。

②事業者の都合によりサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書等にて通知いたします。

③自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。ただし、必ずサービスを終了する旨をお電話等で担当者までご連絡下さい。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）または、要支援1・2と判断された場合
- ・ 利用者が亡くなった場合

8. 秘密保持

- ・ 事業者及び事業者の使用する者は、訪問入浴介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は、契約終了後も継続します。
- ・ あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は利用者の個人情報を、利用者の家族の同意を得た場合は利用者の家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

9. 事故発生時の対応

- ・ 利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。
- ・ 利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、協議の上、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄)
	連絡先	

11. サービスに内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当社窓口

【事業所の窓口】 ヒャクノハナ株式会社 ハナの湯 桐生事業所 管理者 小橋 悠介	0277-47-7508
【本社窓口】 代表取締役 小橋 悠介	0277-47-7508

(2) 公的機関の窓口

【国保連の窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1323（代表）
【市区町村の窓口】 ☐ 桐生市役所 ☐ みどり市役所 ☐ 前橋市役所 ☐ 伊勢崎市役所 ☐ 太田市役所 ☐ 玉村町役場	0277-46-1111（代表） 0277-76-2111（代表） 027-224-1111（代表） 0270-24-5111（代表） 0276-47-1111（代表） 0270-65-2511（代表）

事業者は、訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し交付を行いました。

2025年 月 日

■事業者

< 事業者所在地 > 群馬県桐生市相生町 5-470-10
< 事業者名 > ヒャクノハナ株式会社
代表取締役 小橋 悠介 印
< 事業所名 > ヒャクノハナ株式会社 ハナの湯 桐生事業所
(事業所番号 1070302862)

■説明者 <氏 名> _____

私は、本書面により、事業者から訪問入浴介護サービスについて、重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

■利用者 <氏 名> _____ 印

(代理人) <氏 名> _____ 印

※上記代理人を選任した場合のみ

(立会人) <氏 名> _____ 印

※立会人とは、利用者とともに重要事項の内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方となります。なお、立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。